

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利尻町は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

利尻町長

公表日

令和8年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>本町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、本町は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 住民税課税支援システム2. 住民税システム3. 収納消込/滞納管理システム4. 団体内統合宛名システム5. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一の16の項・番号法第9条第3項・番号法第19条第8号2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)<ul style="list-style-type: none">・別表第一省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課 税務係
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	利尻町総務課 北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1 0163-84-2345
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	利尻町町民課 北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1 0163-84-2345
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[1,000人未満(任意実施)] 令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務においては、本人からのマイナンバー取得の徹底や、情報漏洩が発生しないようセキュリティ対策を徹底するようにしている。</p> <p>また、人手が介入する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んが事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する場合は、宛先に間違いがないか、関係のないもの特定個人情報が含まれていないか、記載内容が間違いがないかなど、決裁の回付による複数人でチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書庫等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか複数人でチェックを行い、含まれている書類についてはシュレッダーにより確実に廃棄を行うことを徹底する。 	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月21日	公表日	2015/3/1	2017/1/6	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられな
平成28年12月21日	I 関連情報 -5. 評価実施機関における担	総務課長 佐々木日出雄	総務課長 小玉喜衛	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられな
平成28年12月21日	I 関連情報 -7. 特定個人情報の開示・訂	利尻町役場 保健福祉課 町民係	利尻町役場 暮らし支援課 町民係	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられな
平成28年12月21日	I 関連情報 -8. 特定個人情報ファイルの取	利尻町役場 保健福祉課 町民係	利尻町役場 暮らし支援課 町民係	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられな
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目 -1. 対象人数	2015/3/1	2019/6/27	事後	様式変更に合わせて記載。
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目 -2. 取扱者数	2015/3/1	2019/6/27	事後	様式変更に合わせて記載。
令和1年6月27日	VIリスク対策		様式変更に伴う新規記載	事後	
令和8年3月9日	公表日	2019/6/27	2026/3/27	事前	
令和8年3月9日	I 関連情報 -5. 評価実施機関における担	総務課 税務係	町民課	事前	
令和8年3月9日	I 関連情報 -5. 評価実施機関における担	総務課長 小玉喜衛	町民課長	事前	
令和8年3月9日	I 関連情報 -7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	郵便番号097-0401 利尻町役場 暮らし支援課 町民係 住所: 北海道利尻郡利尻町杓形字緑町14番地1 電話: 0163-84-2345 ファクス: 0163-84-3365 E-mail: choumin@town.rishiri.hokkaido.jp	利尻町総務課 北海道利尻郡利尻町杓形字 緑町14番地1 0163-84-2345	事前	
令和8年3月9日	I 関連情報 -8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	郵便番号097-0401 利尻町役場 暮らし支援課 町民係 住所: 北海道利尻郡利尻町杓形字緑町14番地1 電話: 0163-84-2345 ファクス: 0163-84-3365 E-mail: choumin@town.rishiri.hokkaido.jp	利尻町町民課 北海道利尻郡利尻町杓形字 緑町14番地1 0163-84-2345	事前	
令和8年3月9日	IIしきい値判断項目 -1. 対象人数	2019/6/27	2026/1/1	事前	
令和8年3月9日	IIしきい値判断項目 -2. 取扱者数	2019/6/27	2026/1/1	事前	
令和8年3月9日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	未記載	新規記載	事前	
令和8年3月9日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	未記載	新規記載	事前	